

## 国民スポーツ大会盛岡市代表選手激励費交付規程

### (目的)

第1条 公益財団法人盛岡市スポーツ協会が、国民スポーツ大会に盛岡市代表として選手及び監督等を派遣する場合に、この規程に定めるところにより激励費を交付する。

### (交付対象)

第2条 激励費の交付対象は、国民スポーツ大会に岩手県選手団の一員として派遣される選手及び監督等のうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般 現住所あるいは帰省先住所が盛岡市内にある者
- (2) 学生 盛岡市内の学校に在籍する者

### (交付額)

第3条 激励費の交付額は、1人につき3,000円とする。

### (交付の申請)

第4条 激励費の交付を受けようとする者は、大会参加前までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 国民スポーツ大会盛岡市代表選手激励費交付申請書(様式第1号)
- (2) 国民スポーツ大会盛岡市代表選手激励費請求書(様式第2号)

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年8月26日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行する。

### 附 則

令和元年10月1日一部変更

### 附 則

令和3年5月26日一部変更

### 附 則

令和6年3月1日一部変更